

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者職氏名）

電話番号

「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」
チケット交付申請書

南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」
事務取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 活動者

氏 名	住 所	連絡先	所属団体	T N R 活動又は 地域猫活動予定者

備考(1) 個人にあっては、南九州市に住所を有する者であって、2人以上とする。

(2) 団体にあっては、その構成員に2人以上南九州市に住所を有する者を含むものとする。

(3) T N R 活動又は地域猫活動予定者の欄に該当者は○印を書くこと。

2 捕獲場所

3 申請枚数 枚

4 使用予定の動物病院

病院名

所在地

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住 所
氏 名
連絡先
所属団体

「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」 チケット交付条件確認書

チケットの交付申請に当たり、南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事務取扱要綱第5条の規定により、以下の条件を確認し、遵守します。

1 交付条件

- チケットの利用に当たり、猫の捕獲、運搬及び手術に伴う事故並びに費用の発生、地域住民やTNR活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応する。
- チケットの利用に伴うTNR活動について周辺住民に対して十分な期間をもって説明を行い、活動への理解及び承諾を得る。
- チケットを利用した後の適切な管理活動（給餌方法、ふん尿の後始末等）を徹底して行う。
- その他市やどうぶつ基金等からの指示、指導等があった場合は、速やかに対応する。
- 周辺住民等から苦情があった場合、責任を持って対応する。

2 餌の与え方

- 餌は時間及び場所を決め、必要な量だけ対象の猫のみに与える。
- 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、対象の猫が食べ終えたらすぐ片付ける。

3 トイレの設置及びふん尿の清掃

- 猫のトイレを設置し、日常的にふん尿の回収・清掃を行う。
- トイレ以外にしたふん尿について、定期的に回収・清掃を行い、周辺地域の清潔を維持する。

4 さくらねこの理解普及

- 不妊去勢手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意する。
- 耳先にV字カットが入った猫は、不妊去勢手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がその場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解及び普及に努める。

5 チケットの取扱い

- 交付したチケットの枚数にかかわらず、捕獲した猫全頭に不妊去勢手術を施す。また、その際に生じた費用等については、申請者の負担とする。
- チケット利用後は速やかに報告書等を作成し、チケットの有効期限の日から7日を経過するまでに報告する。

※ 上記に記載する内容を熟読の上、遵守する項目について、□欄にレ印を付けること。